

「あなたは大丈夫？消費生活トラブル」

消費生活センター(生活課内) ☎(63)3313

架空請求や意図しない定期購入など、実は身近に潜んでいる消費生活に関するトラブル。「消費生活センター」では、そうした商品の購入(消費)に関する悩み事を受け付け、相談に応じています。

今回は、消費生活トラブルの実情と実例を紹介します。この機会に、商品の購入に関するリスクをしっかりと認識し、いざというときに備えましょう。

あなたの身近にも…消費生活トラブルの実情

消費生活センター相談件数の推移

(件)

年度	H27	H28	H29	H30	R1
市	561	473	758	973	736
県	16,793	15,695	19,923	21,190	18,220

相談件数は、平成27年度～29年度まで増加しており、特に平成30年度には、全国的に流行したはがきや封書による架空請求に関する相談が急増したことにより、市で約1,000件の相談を受け付けました。

令和元年度には平成29年度並みに落ち着いたものの、全体の推移としては増加傾向にあります。

相談の多い事案ランキング (市消費生活センター受け付け)

- 1位 メールや電話、封書等による身に覚えのない架空請求
- 2位 インターネットサイトに関するトラブル(高額なサイトの閲覧料等や副業サイトの解約料の請求等)
- 3位 健康食品等の定期購入トラブル
(詳細は下記参照)

あなたは大丈夫？消費生活トラブルの実例

ケース①「定期購入に関するトラブル」



初回格安をうたうダイエットサプリの広告を見て注文したが、定期購入が条件だった。解約しようとしたら高額な違約金を請求された。販売先に何度も連絡しているがつかない。

アドバイス

商品の購入規約に、定期購入の条件の有無や解約の受付期間、返品可否等について、小さく記載されている場合があります。商品を購入する際には、初回価格だけでなく、規約内容もよく確認しましょう。

事業者と連絡が取れない場合は、連絡をした記録を残しておきましょう。

ケース②「IP網移行に便乗した勧誘」



今後、IP網への移行により、今の固定電話は使えなくなるため、光回線に切り替える工事が必要だと勧誘を受けた。本当なのか？

アドバイス

固定電話はIP網への移行後もそのまま使用できます。切り替えに伴う手続きや工事は一切不要であり、電話番号の変更も必要ありません。このような勧誘を受けた場合はご注意ください。

毎号連載の「消費生活センター通信」(今号は24ページ参照)もご覧ください。相談事案等を紹介しています。

困ったときは消費生活センターへ！

商品購入時のトラブルや身に覚えのない金銭の請求など、少しでも不安を感じたときは消費生活センターへご相談ください。「ローンが返せない」、「債務整理を希望する」等借金に関する相談も受け付けています。

